本市の障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画について

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
障害者計画	尼崎市障害者計画(第2期) (平成21~26年度)						尼崎市障害者計画(第3期) (平成27~32年度)					
障害福祉計画		---- 害福祉計画		尼崎市障害福祉計画(第3期) (平成24~26年度)			尼崎市障害福祉計画(第4期) (平成27~29年度)			尼崎市障害福祉計画(第5期) (平成30~32年度) 尼崎市障害児福祉計画(第1期) (平成30~32年度)		
障害児福祉計画	(平月 	成21~23年原 ----	雙) 									
評価·管理手法等			務事業評 進捗状況	価」を参考 兄を管理	きに		「言		•	D C A サイ D管理・評	•	より

各計画の関係性について

尼崎市障害者計画 ・ 本市の障害者施策全般について、総合的かつ計画的な推進を図るための計画

第3期計画は、平成27~32年度の6か年計画

尼崎市障害福祉計画 本市の障害福祉サービスや相談支援等の提供体制の確保を図るための計画

第4期計画は、平成27~29年度の3か年計画で、尼崎市障害者計画(第3期)と一体的に策定

第5期計画は、平成30~32年度の3か年計画

| 尼崎市障害児福祉計画(): 本市の障害児通所支援や障害児相談支援等の提供体制の確保を図るための計画

第1期計画は、平成30~32年度の3か年計画で、尼崎市障害福祉計画(第5期)と一体的に策定予定

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法(平成28年5月成立)により、市町村に障害児福祉計画の作成が義務付けられており、障害福祉計画と一体的に作成することが認められている。

本市では、すでに障害福祉計画(第4期)において、障害児通所支援等の「見込量」や「確保のための方策」を盛り込み、その評価等も行ってきている。

計画の評価・検討方法について

本市では、平成26年度までは個別事業の評価・管理を行う「事務事業評価」を参考にするなどして、障害者計画と障害福祉計画の進 捗管理・評価を行っていたが、平成27年度からは「PDCAサイケル」の手法を導入し、障害者計画と障害福祉計画の進捗管理・評価を 一体的に行い、その結果を公表している。そのため、次期障害福祉計画と障害児福祉計画の策定にあたっては、現行計画の評価等を 検証するなどし、障害者福祉等専門分科会等で協議を進めていくこととする。